

平成30年度地方税制改正（税負担軽減措置等）要望事項

（ 新設 ・ 拡充 ・ 延長 ・ その他 ）

No	10	府省庁名 <u>経済産業省</u>
対象税目	個人住民税 法人住民税 事業税 不動産取得税 固定資産税 事業所税 その他（ ）	
要望項目名	自社株式等を対価とした株式取得による事業再編の円滑化措置	
要望内容 (概要)	<p> 自社株式又は親会社株式を対価とした株式取得により他社事業の買収をしようとする場合、現行制度では、適格株式交換の場合（被買収法人の全ての株式の取得が必要）に限って課税の繰延べが認められており、それ以外の場合には、買収に応じた被買収法人株主に対して株式譲渡益・譲渡所得の課税が生じる。 </p> <p> 事業再編においては、一部の株式のみの取得による買収が行われることも多く、積極的な事業再編を促すためには、組織再編税制で定められているような一定の要件を満たした上で支配を獲得する株式対価の買収についても、株主課税の繰延べを認めることが有効と考えられる。 </p> <p> このため、以下の税制措置を講じることで、我が国における事業再編の円滑化を図る。 </p> <p> (1) 対象 企業が一定の要件を満たした上で、自社株式又は親会社株式を対価とした株式取得により、他社事業の支配を獲得（買収）しようとする場合。 </p> <p> (2) 措置内容 </p> <p> ①買収に応じた被買収法人の法人株主の株式譲渡益に対する課税の繰り延べ ②買収に応じた被買収法人の個人株主の譲渡所得等（譲渡所得、事業所得、雑所得）に対する課税の繰延べ ③一定の要件のもと、買収に応じた個人株主が取得した株式の特定口座及びNISA口座預け入れ対象への追加 </p>	
関係条文	<div style="border-left: 1px solid black; border-right: 1px solid black; padding: 5px;"> 地方税法第23条第1項第3号、同法第72条の23第1項、同法292条第1項3号 </div>	
減収見込額	<div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <div style="text-align: center;"> [初年度] [改正増減収額] </div> <div style="text-align: center;"> (-) - </div> <div style="text-align: center;"> [平年度] (-) (単位：百万円) </div> </div>	

<p>要望理由</p>	<p>(1) 政策目的</p> <p>第4次産業革命による技術・社会の変化や国内市場の縮小が進展していく中で、我が国経済が中長期的な成長を実現するためには、自社既存事業において人材や技術に投資するだけでは、対応しきれない。企業が競争に勝ち残るためには、オープンイノベーションや買収により外部の資源を機動的に取り込み、成長の加速、時間の短縮を図ることが重要である。</p> <p>このための取組の一つとして、自社株式又は親会社株式を対価とした株式取得による事業再編の円滑化措置を講じることで、大規模な買収や成長性の高い企業による買収など、大胆な事業再編を促進し、「攻めの経営・投資」の強化を通じた我が国企業・経済の更なる成長を図る。</p> <p>《政策目的の根拠》</p> <p>平成29年6月「未来投資戦略」P118</p> <p>3. 「形式」から「実質」へのコーポレートガバナンス・産業の新陳代謝</p> <p>(2) 新たに講ずべき具体的施策</p> <p>i) 中長期的な企業価値向上に向けた取組の一層の推進</p> <p>④事業再編の円滑化</p> <p>第4次産業革命の進展というグローバルな環境変化の中、「稼ぐ力」を高めるためには、コーポレートガバナンス改革の取組の深化と併せ、事業ポートフォリオを機動的に見直し、経営資源を成長性・収益性のある事業に振り向けていくことが必要である。このため、株式を活用した再編の促進策も含め、事業ポートフォリオの迅速な転換など大胆な事業再編を促進するための方策について広く関係制度の検討を行い、来年度を目途に必要な制度的対応を講じる。</p> <p>(2) 施策の必要性</p> <p>日本企業において、大規模な買収など、大胆な事業再編の取組が少ない背景には、コーポレートガバナンス上の課題（経営トップの果敢な意思決定や、明確な戦略の不在など）に加え、課税上の問題から株式を対価とした買収を行いにくいことが影響している。</p> <p>こうした中、大胆な事業再編を進めるためには、コーポレートガバナンス改革を進めることと併せ、株式を対価とした事業買収を行うことを促すために、自社株式等を対価とした株式取得により他社の買収をしようとする際に株主の株式譲渡益・譲渡所得課税を繰り延べる措置を講じる、税制上の措置が必要である。</p>
<p>本要望に対応する縮減案</p>	<p>—</p>

合理性	政策体系における政策目的の位置付け	1. 経済産業 1-2 新陳代謝
	政策の達成目標	自社株式又は親会社株式を対価とした株式取得による事業再編の円滑化措置を講じることで、大規模な買収や成長性の高い企業による買収など、大胆な事業再編を促進し、「攻めの経営・投資」の強化を通じた我が国企業・経済の更なる成長を図る。
	税負担軽減措置等の適用又は延長期間	—
	同上の期間中の達成目標	—
	政策目標の達成状況	—
有効性	要望の措置の適用見込み	—
	要望の措置の効果見込み (手段としての有効性)	これまで被買収会社の株主に課税が生じることなどが制約要因となってほとんど行われてこなかった自社株式等を対価とした株式取得による買収について、本措置により制約要因が解消されれば、株式を対価とした大胆な事業再編が促進される。
相当性	当該要望項目以外の税制上の支援措置	—
	予算上の措置等の要求内容及び金額	—
	上記の予算上の措置等と要望項目との関係	—
	要望の措置の妥当性	—

税負担軽減措置等の適用実績	—
「地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書」における適用実績	—
税負担軽減措置等の適用による効果（手段としての有効性）	—
前回要望時の達成目標	—
前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由	—
これまでの要望経緯	平成 24 年度及び平成 25 年度において、「産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法」の認定を受けて行う自社株対価 TOB に係る株式譲渡益に対する課税の繰延等について要望